

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる経営管理体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本としてその強化に取り組んでまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、現段階では、招集通知の英訳を実施しておりません。今後、海外投資家比率の動向や株主の利便性等を総合的に勘案した上で、招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則3 - 1】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、英語での情報開示・提供を実施しておりません。今後、当社株主における海外投資家比率の動向や株主の利便性等を総合的に勘案した上で、英語での情報開示・提供を勘案してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社は、現時点において、中期経営計画を公表しておりませんが、取締役会では中期経営計画を定めるとともに、その進捗状況を管理しております。今後は、株主・投資家の皆様により一層の理解を得られるよう、中期経営計画の公表を検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社は、現時点において、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の策定・運用は行っておりません。今後、後継者育成を図るとともに、適切な時期に計画を策定したいと考えております。

【補充原則4 - 2】

当社は、現時点では月額固定報酬制を採用しております。今後、中長期的な業績と連動する報酬制度等の導入を検討してまいります。

【補充原則4 - 3】

当社は、最高経営責任者(CEO)の解任につきましては、任意の諮問委員会の設置や明確な解任要件を定めておりませんが、職務執行に不正又は重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合には、取締役会の決議に基づく解任手続きを実施します。

【補充原則4 - 10】

当社は、独立社外取締役1名を選任しており、取締役会の過半数に達していませんが、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を有した社外役員を選任しているため、現状において、独立した諮問委員会等は設置していないものの、取締役会における実効性の高い監督機能を実現できていると考えております。

なお、経営環境の変化により必要と判断した場合には、任意の諮問委員会の設置等について今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

当社は、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当社は、政策保有株式について、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて、当社の企業価値の維持・向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。なお、現時点において、上場株式を保有しておりません。投資の可否については、案件の質的、金銭的重要性に応じて取締役会や適切な決裁権限者による慎重な審議を経て決定しております。

【原則1 - 7】

関連当事者取引につきましては、原則、行わないことを方針としております。ただし、やむを得ず関連当事者取引を実施する場合は、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して行う方針であります。

また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討する等、取引の適正性を確保する体制を構築しており、会社に明らかに不利益がない取引を除き、取締役会の承認を得ることとしております。

なお、当社では、関連当事者取引の有無を把握するため、全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けており、また、全役員を対象として関連当事者リストの作成を行っております。BA Unitが担当部署となり、取引開始前に関連当事者取引等の有無を確認する体制を構築しており、当該リストは定期的に更新することとしております。

- 【原則2 - 6】
当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。
- 【原則3 - 1】
() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営企画
当社の経営理念等を当社ウェブサイト、決算説明資料等にて開示しております。
- () 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本コードの各原則を踏まえ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- () 取締役会が経営陣幹部、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、会社の成長、組織の状態を鑑み、各取締役に求められる職責及び実績等を勘案し、各取締役の適正な報酬額を決定する方針としております。
- () 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部及び取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、当社の経営陣幹部又は取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とする方針です。取締役会においてその適任等について検討し、独立社外取締役の意見を踏まえて指名しております。監査役候補者については、当社の企業理念を理解し、取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる正義感、知識、能力、経験を有している人物を候補者としております。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。
- () 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任、指名についての説明
当該取締役及び監査役を候補者とした理由を株主総会招集通知に記載し、当社ウェブサイトにて開示しております。
- 【4 - 1】
取締役会は、法令及び定款に定められた重要事項のほか、経営に関する重要事項の意思決定を行っており、その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、社内規程に基づき権限委譲を行っております。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、取締役会、代表取締役社長、Corporate Administration Div.担当取締役、各執行役員の権限を明確に定め、当該基準に基づき、それぞれの意思決定機関及び意思決定者が決裁を行っております。
- 【原則4 - 9】
当社は、独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。また、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を資質として重視しております。
- 【補充原則4 - 11】
当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む計6名の取締役により構成されており、実効性のある議論を行うのに適正な規模であると考えております。取締役の選任については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任し、加えて独立社外取締役については、独立した立場で業務執行の監督を期待できる人物を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮した取締役会の構成を図る方針です。
- 【補充原則4 - 11】
当社の取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて開示しております。
- 【補充原則4 - 11】
コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。
- 【補充原則4 - 14】
取締役及び監査役には、求められる役割と責務を十分に果たしうる人物を選任しており、それぞれの役割・責務を果たすために、各人の判断において必要な知識等の取得、能力の研鑽に努めることを原則としており、必要に応じて、セミナーや書籍等の費用を負担する方針であります。
- 【原則5 - 1】
当社は、株主との建設的な対話に関する方針を下記のとおり定めております。
- () 株主との対話全般について、IR担当部署であるCorporate Strategy Div.が中心となり、当該Div.の担当執行役員が統括いたします。
- () IR担当は、対話を補助する総務、財務、経理、経営企画等の担当者と日常的に情報交換を実施しており、開示資料の作成に際しても協働して内容の検討を行う等、有機的な連携を図ります。
- () 当社は、決算説明会を定期的に開催しており、また、当社ホームページに決算説明会資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組みます。
- () 株主からの意見については、IR担当部署が取りまとめ、適宜、経営陣幹部や取締役会にフィードバックを行います。
- () 株主との対話に際しては、社内規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小原 崇幹	3,386,246	34.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	800,000	8.14
青木 倫治	587,573	5.98
株式会社スクウェア・エニックス	379,784	3.86
竹鼻 周	284,236	2.89

株式会社小学館	193,627	1.97
株式会社集英社	193,627	1.97
株式会社白泉社	193,627	1.97
三嶋 航介	168,640	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	161,400	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. [(2)大株主の状況]におきましては、2020年8月期末時点での株主名簿に基づいて記載をしております。
2. 2020年5月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年8月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
 大量保有者:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
 住所:東京都港区芝公園1丁目1番1号
 保有株券等の数:268,000株
 株券等保有割合:2.74%

 大量保有者:日興アセットマネジメント株式会社
 住所:東京都港区赤坂九丁目7番1号
 保有株券等の数:157,000株
 株券等保有割合:1.60%
3. 2020年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2020年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年8月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
 大量保有者:みずほ証券株式会社
 住所:東京都千代田区大手町1丁目5番1号
 保有株券等の数:4,000株
 株券等保有割合:0.04%

 大量保有者:アセットマネジメントOne株式会社
 住所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
 保有株券等の数:678,000株
 株券等保有割合:6.90%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須田 仁之	他の会社の出身者											
山本 彰彦	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田 仁之	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	様々な企業における役員経験、業界に精通した豊富なビジネス経験から経営に対する客観的かつ的確な助言や客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の監督を期待できることから、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

山本 彰彦		公認会計士資格保有者であり、財務及び会計に関する豊富な経験と知識、上場会社における最高財務責任者としての経験と知識を有していることから、当社の今後の事業の成長に対する適切なアドバイスや当社の経営に対してガバナンスを効かせていただけると判断し選任しております。また、山本氏が代表取締役社長を務める株式会社WARCと当社の取引は、利益相反取引に該当し、当社が定める社外役員の独立基準を満たしていないため独立役員としては指定しておりません。一方、社外取締役の要件は満たしており適当であると判断したため社外取締役に選任しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	10 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は定期的に意見交換等を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前田 晴美	他の会社の出身者													
小名木 俊太郎	弁護士													
嶋方 拓郎	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 晴美	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	上場会社における監査役としての経験を有しており、その知識と経験に基づき、客観的かつ中立の立場で監査していただくため選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。
小名木 俊太郎	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	弁護士としての高度な人格と法律に関する専門的な知識を有しており、客観的かつ中立の立場で監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。
嶋方 拓郎	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	公認会計士資格保有者であり、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1 億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定について、各役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、株主総会で総枠の決議を得ており、その枠内で、取締役は取締役会、監査役は監査役会で協議し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外取締役及び社外監査役に対する専任スタッフの配置は行っておりませんが、必要に応じてCorporate Administration Div.のスタッフがサポートする体制としており、またCorporate Administration Div.において取締役会開催日時、決議事項の事前送付、資料の事前送付及び必要に応じて事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他執行役員制度を設け、監督機能と業務執行機能の分離を図ることで、経営の効率化と業務執行体制の強化を図っております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。取締役会においては会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、各取締役の職務執行の監督を行っております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、原則毎月1回監査役会を開催し、各監査役間の情報交換、連携、意思疎通を行っております。またガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。さらに会計監査人と定期的に協議し、監査内容について意見交換を行い連携を図っております。

c. 内部監査

当社の内部監査は代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、担当者を3名配置しております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について報告させることにより内部監査の実効性を確保しております。また、監査役会、内部監査担当者、会計監査人は相互に連携して、課題・改善事項等の情報を共有し、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

d. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用し、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。

また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、実効性の高い監督・監査、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。

当社が、本体制を採用している理由といたしましては、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使システムを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「情報開示の基準」「情報開示の方法」「インサイダー取引の未然防止」「業績予想及び将来情報の取り扱い」「沈黙機関」「社内体制の整備について」から構成されるIRポリシーを策定しており、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://andfactory.co.jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のウェブサイト上のIR専用ページに、決算情報・適時開示情報・会社説明会資料などを掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	Corporate Strategy Div.を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	規程等で具体的に明記はしていませんが、当社ウェブサイト上で掲載するディスクロージャーポリシーにおいてステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- () 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
- () 他の業務執行部門から独立した代表取締役社長が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- () コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。
- () リスク管理体制については代表取締役社長が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- () 各Divisionにおいては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。
- () 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。
- () 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

e. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
- () 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。
- () 代表取締役社長が指名する内部監査責任者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役社長に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。
- () 「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などによりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- () 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせております。
- () 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。
- () 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとしております。

g. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- () 監査役は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告しております。
- () 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を常勤監査役、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。
- () 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査担当者との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。
- () 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要なではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- () 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- () 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。
- () 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、弁護士・警察・暴力団追放運動推進センター等と連携し組織的に対応を行っていく方針であります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、役員、従業員及び取引先について、インターネットによるキーワード検索や新聞記事検索サービス等の外部の調査機関の活用を含め、取引金融機関、取引先、ウェブサイト等から情報を収集し調査を行っております。また、取引先との契約締結時には、反社会的勢力等と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

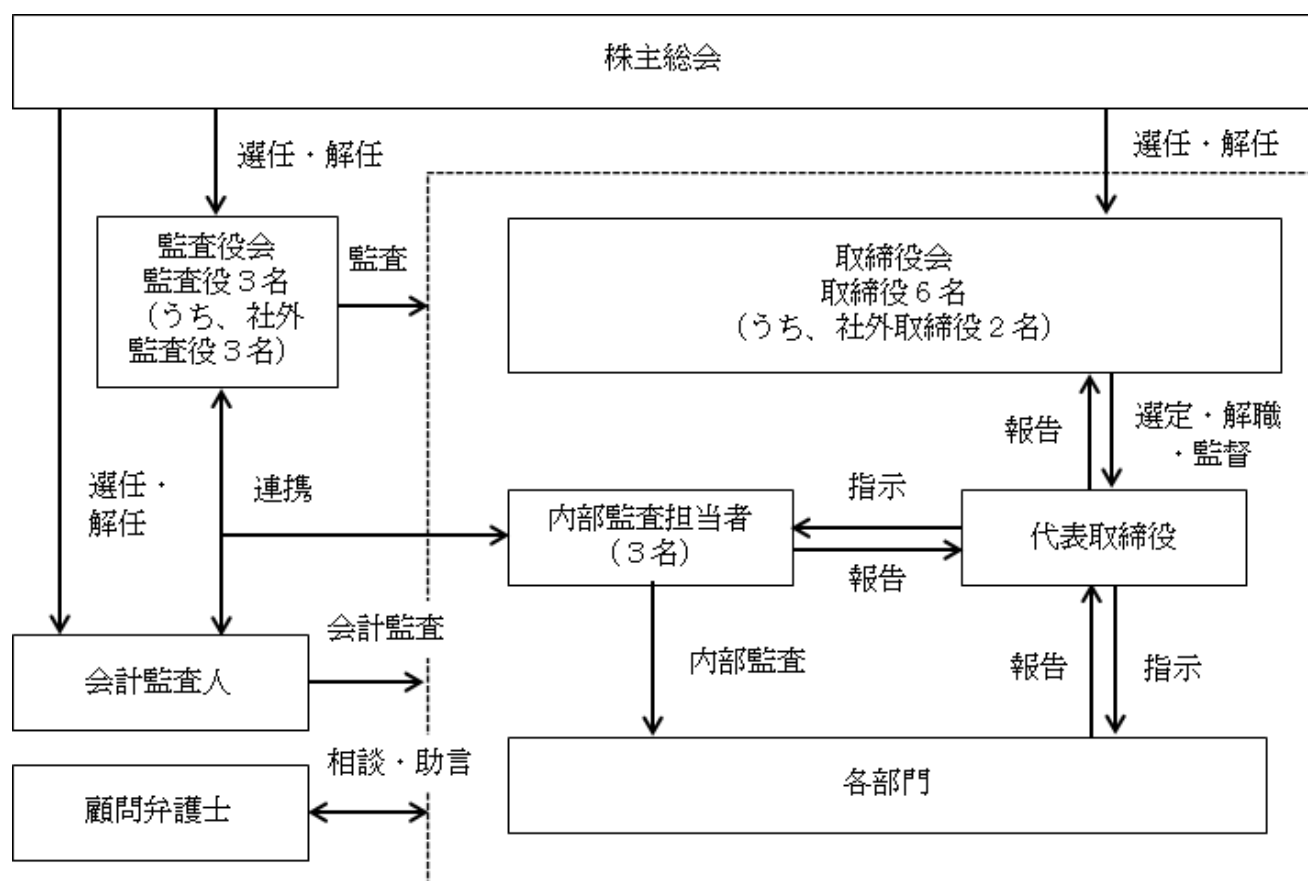
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

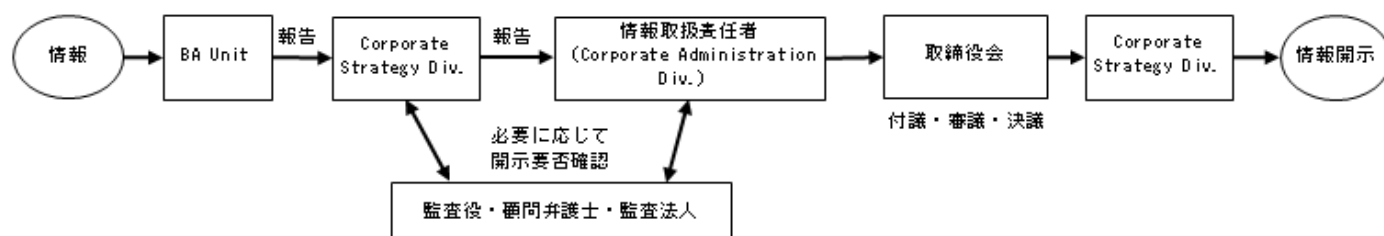
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。株主や投資家を始めとするあらゆるステークホルダーが、投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



決算事実



発生事実



決算事実

